

(別紙2)

現任研修受講年度のイメージ図

初任者研修 修了年度 ※この年度が常に基準となります	現任研修			...
	1回目	2回目	3回目	
平成21年度	平成22～26年度	平成27年度～令和元年度	令和2年度～6年度	
平成22年度	平成23～27年度	平成28年度～令和2年度	令和3年度～ <u>7年度</u>	
平成23年度	平成24～28年度	平成29年度～令和3年度	令和4年度～8年度	
平成24年度	平成25～29年度	平成30年度～令和4年度	令和5年度～9年度	
平成25年度	平成26～30年度	令和元年度～5年度	令和6年度～10年度	
平成26年度	平成27年度～令和元年度	令和2年度～6年度	令和7年度～11年度	
平成27年度	平成28年度～令和2年度	令和3年度～ <u>7年度</u>	令和8年度～12年度	
平成28年度	平成29年度～令和3年度	令和4年度～8年度	令和9年度～13年度	
平成29年度	平成30年度～令和4年度	令和5年度～9年度	令和10年度～14年度	
平成30年度	令和元年度～5年度	令和6年度～10年度	令和11年度～15年度	
令和元年度 (平成31年度)	令和2年度～6年度	令和7年度～11年度	令和12年度～16年度	
令和2年度	※令和5年度～ <u>7年度</u>	令和8年度～12年度	令和13年度～17年度	
令和3年度	※令和6年度～8年度	令和9年度～13年度	令和14年度～18年度	
令和4年度	※令和7年度～9年度	令和10年度～14年度	令和15年度～19年度	
令和5年度	※令和8年度～10年度	令和11年度～15年度	令和16年度～20年度	
令和6年度	※令和9年度～11年度	令和12年度～16年度	令和17年度～21年度	
令和7年度	※令和10年度～12年度	令和13年度～17年度	令和18年度～22年度	

5年毎に1回
現任研修を受講

5年毎に1回
現任研修を受講

5年毎に1回
現任研修を受講

【注意】平成22年度、平成27年度又は令和2年度に相談支援従事者初任者研修を修了された方のうち、定められた期間内に現任研修をまだ受講されていない方は、今回の現任研修を修了しなかった場合、令和7年度末で資格が失効しますので御注意ください。

※令和2年度の制度改正(別紙1参照)により、初回の現任研修受講時は以下の実務要件が必要となるため、1回目の受講期間を短く表記しています。
要件: 初任者研修修了後、本研修受講開始日前(6/30)までの過去5年間に、指定相談支援事業所等において通算2年以上の相談支援の実務経験がある